

○ 食品中のカドミウムのリスク管理に係る国内外の動向について

(1) 国際的な動向

リスク評価

- ・ JECFAが、カドミウムの長期低濃度曝露による腎機能障害を防止する観点からリスク評価(理論モデル等)を行い、暫定週間耐受摂取量(PTWI)として7 μ g/kg体重/週を維持することを決定。(2003年)
(JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)は、食品中の化学物質等についてリスク評価を行い、耐受摂取量(TDI、TWI)等を設定。)

コーデックス規格

- ・ コーデックス委員会において、穀物、野菜、海産物等について、「合理的に達成可能な範囲でできるだけ低く」との考え方(ALARAの原則)に立ち、各国の食生活や食品中のカドミウムの含有実態等を踏まえて基準値を検討。
- ・ 精米0.4mg/kg、小麦0.2mg/kg、根菜・茎菜0.1mg/kg等の基準値を決定。(2005～2006年)
(コーデックス委員会(FAO/WHO合同食品規格委員会)は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1962年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格等を設定。)

8

(2) 国内の動向

リスク評価

- ・ 食品安全委員会が、国内で行われた疫学調査等の結果に基づき、カドミウムの長期低濃度曝露による腎機能障害が生じないレベルとして、耐受週間摂取量を7 μ g/kg体重/週と設定することを決定し、厚生労働大臣へ答申。(2008年7月)

食品衛生法成分規格

- ・ 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 食品規格部会において、コーデックス規格のある農産物・海産物等について、カドミウムの含有実態や国民の食品摂取量等を踏まえてカドミウムの成分規格の設定を検討を開始。(2008年7月)
- ・ 2009年1月の同部会で、以下を内容とする部会報告案をとりまとめ。同年2月に以下の①について、食品安全委員会へ諮問。
 - ① 米のカドミウム成分規格を、現行の「1.0 ppm未満(玄米; 精米は0.9 ppm未満)」から「0.4 ppm(玄米及び精米)以下」に改正。
 - ② 米以外の品目については、関係者に対してカドミウムの低減対策を引き続き講じるよう要請するとともに、一定期間経過後にその実施状況について報告を求め、必要に応じて規格基準の設定等について検討。
- ・ 2009年8月20日付けで食品安全委員会から厚生労働大臣へ答申。
- ・ 2009年10月6日、薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 食品規格部会において審議。
- ・ 2009年12月2日、薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会において審議。
- ・ 今後、WTO通報等の手続きを経て、食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月厚生省告示第370号)の改正が行われる見込み。

9

○ 農用地土壌汚染防止法の施行状況について（概要）

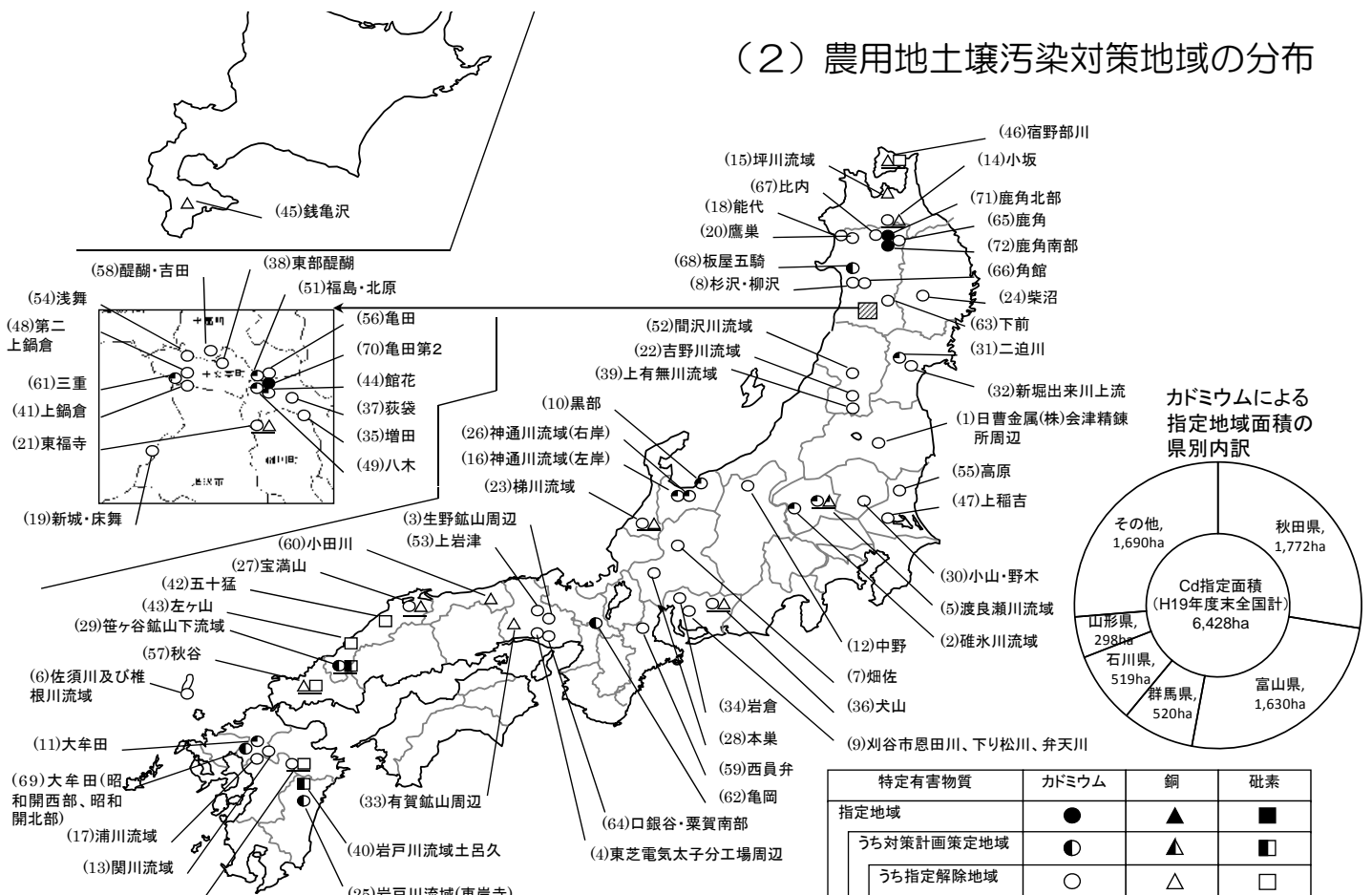
平成19年度の法の施行状況の概要は以下のとおり(平成20年12月18日公表)。

(1) 概要

- 常時監視の結果、農用地土壌汚染対策地域の指定要件基準値以上の汚染はなかった。
- 平成19年度に新たに、農用地土壌汚染対策地域に指定された地域及び指定解除された地域はなかった。
- このため、平成19年度末現在で対策地域として指定された地域は累計で72(63)地域、うち対策事業等がすべて完了したとして指定解除された地域は52(44)地域、指定地域として現存している地域は20(19)地域となっている。
- 平成19年度に新たに、農用地土壌汚染対策計画が策定された地域はなかった。
- 平成19年度末の対策事業等完了面積は6,544ha(6,104ha)であり、指定要件に該当する地域の87.4%(87.9%)が対策事業等を完了している。

(注 括弧内はカドミウムに係る地域、面積及び割合)

(2) 農用地土壌汚染対策地域の分布



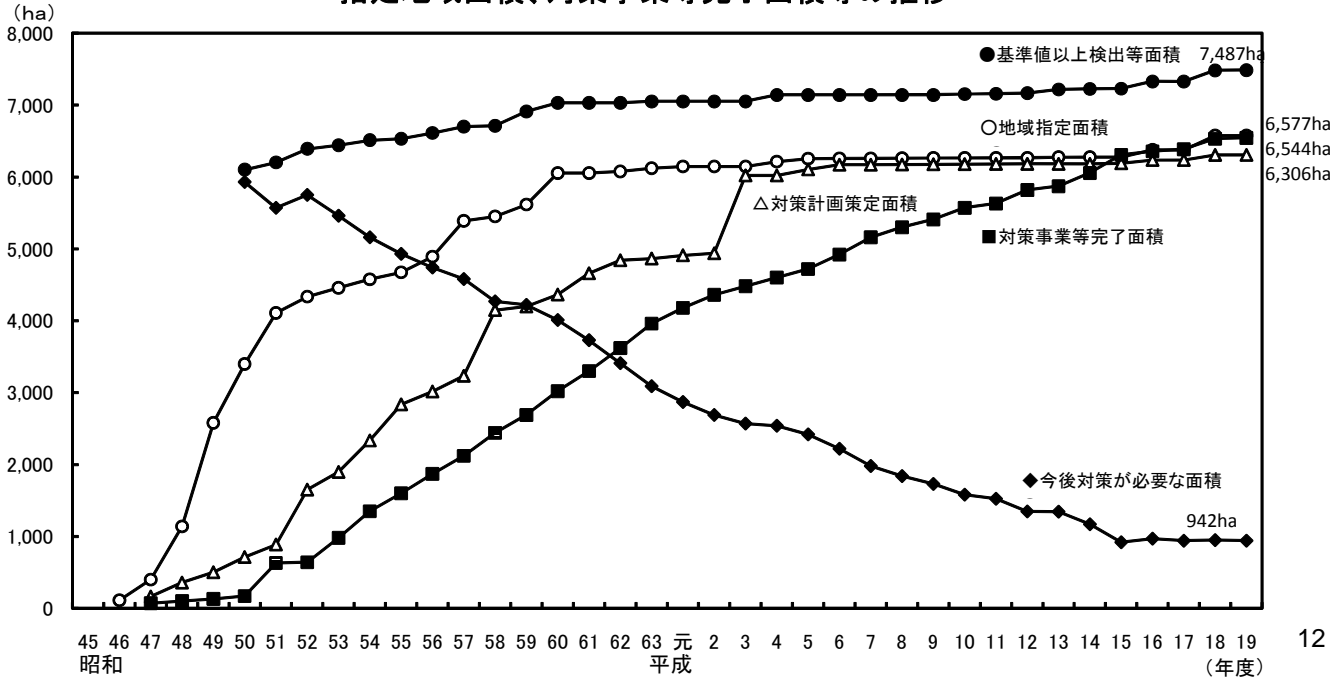
注) 1. ●▲などの下線は、複数の特定有害物質による汚染であることを示す。
2. ◐△は、それぞれカドミウム、銅に係る指定地域で一部について指定解除された地域であることを示す。

(3) 農用地土壌汚染対策の進捗状況

- 法の施行(昭和46年)後、数年の間に全国で集中的に調査が行われ、昭和60年までに現在の対策地域のほとんどを指定
- 対策事業はほぼ一定のペースで進捗しており、大半の指定地域で対策が完了

汚染物質別指定面積
 カドミウム：6,428ha
 銅：1,225ha
 ひ素：164ha
 (平成19年度末現在)

指定地域面積、対策事業等完了面積等の推移



(平成19年度末現在)

特定有害物質	①基準値以上検出等地域										
	②対策地域に指定された地域								⑨県単独事業完了等地域	⑩未指定地域	
	③対策計画が策定された地域				⑦対策事業実施中地域	⑧対策計画未策定地域					
	④対策事業等が完了した地域		⑤指定解除地域				⑥未解除地域				
カドミウム	6,945 ha	6,428 ha	6,158 ha	5,723 ha	5,424 ha	299 ha	435 ha	270 ha	381 ha	136 ha	
	96	63	61	60	55	11	12	4	52	17	
銅	1,405 ha	1,225 ha	1,225 ha	1,199 ha	1,169 ha	30 ha	26 ha	—	171 ha	9 ha	
	37	12	12	12	12	1	1	—	25	1	
砒素	391 ha	164 ha	164 ha	164 ha	84 ha	80 ha	—	—	160 ha	67 ha	
	14	7	7	7	5	2	—	—	7	5	
計	面積	7,487 ha	6,577 ha	6,306 ha	5,839 ha	5,559 ha	312 ha	435 ha	270 ha	705 ha	205 ha
	地域数	134	72	70	69	63	12	12	4	79	22
①対策事業等完了面積 (=④+⑨)									6,544 ha		
②対策進捗率 (=⑩/①×100)									87.4 %		

(上段：面積，下段：地域数)

- 注) (1)「基準値以上検出等地域」は、平成19年度までの細密調査等の結果によるものである。
 (2)縦の欄の面積、地域数を加算したものが、合計欄のそれと一致しないのは、重複汚染があるためである。
 (3)横の欄の地域数を加算したものが、合計及び「基準値以上検出等地域」と一致しないのは、部分解除した地域、一部対策事業が完了した地域等があるためである。
 (4)「対策計画策定地域の事業完了」は、国の助成に係る対策事業の面工事が完了している地域及び他用途転用面積である。
 (5)「県単独事業完了等地域」には、他用途転用面積及び営農管理等により被害が見られなくなった面積を含む。